

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年10月7日（木）10時00分～11時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
新井安全審査官、久川係員、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 換気設備の風量設定について
    - ◇ 大型カバーの外壁や屋根の温度上昇による熱負荷については、大型カバー内の計算上の設定温度の40℃を超えることはないため、負の値（カバー外への放熱）となる。
    - ◇ 設計用外気温度の設定については、小名浜気象台で観測された至近の観測データ（2015～2019年の5年間の観測データ）を引用して計算したとしても、必要風量評価に影響はないことから、実施計画の記載については上記のデータを用いた値を記載することとしたい。
  - 大型カバー内の放射性物質の放出監視について
  - 非常用注水設備の代替手段の概要
    - ◇ 非常用注水手段の代替手段については、本申請における注水手段（消防車等を用いた注水手段）を現行の代替注水設備に対する信頼性向上のための位置付けとしたいと考えている。
  - 工程
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
  - 放射性物質濃度測定器については異常時の検知の考え方を示すとともに、電源の多重化及び構成等がわかるよう、換気設備及び放射性物質濃度測定器の系統図を示すこと。
  - 換気設備の風量設定について、大型カバーの材質を踏まえて大型カバー外壁や屋根が最大何℃まで上昇するかを示すとともに、大型カバー内の機器等の熱負荷に加えて、上記の大型カバー外壁や屋根の温度上昇による熱負荷を考慮した結果、実際の大型カバー内の温度が何℃まで上昇するのかについても示すこと。
  - 大型カバー内の放射性物質の放出抑制に関する考え方については、本申請の換気設備の運用期間に加えて、大型カバー可動屋根開放時の運用等も踏まえて示すこと。
  - 措置を講ずべき事項への適合性のうち、既認可の記載を適用するものについては、本申請で設置する設備等に対する具体的施策を追加して説明すること。

- 本年 9 月 8 日の原子力規制委員会で示した福島第一原子力発電所の耐震設計における地震動の適用の考え方等を踏まえて、換気設備を耐震 C クラスとした考え方を説明すること。  
等を求めた。

## 6. その他

資料：1号機大型カバー換気設備他の設置について